

**定めようとする命令等の題名**

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第 11 条第 1 項の規定に基づく認定基準

**根拠法令等**

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）

**行政手続法に基づく手続であるか否か**

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

**問合わせ先（所管府省・部局名等）**

原子力規制委員会 原子力安全人材育成センター 規制研修課  
電話番号：03-6277-6924（直通）

**命令等の公布日**

2020 年 4 月 1 日

**結果の公示日**

2020 年 4 月 1 日

**行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない  
で命令等を定めた場合にはその旨及び理由**

本件は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）の施行に伴い、規定の整理及び用語の修正を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。